

加配定数の振替によらない小学校35人学級の実施、中学校での  
35人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度  
拡充を求める意見書

昨年度、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられることとなったところであるが、実施に当たっては、加配定数の振替ではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要であり、きめ細かな指導を継続的に行うためには、中学校においても35人学級を実施することが必要である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況下において、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠である。

本市では、きめ細かな教育の充実や学力向上、少人数学級の推進など学校教育の充実を図る施策などを積極的に展開し、特色ある学校づくりに努めている。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源の保障が必要である。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 小学校での35人学級実施に当たっては、加配定数の振替ではなく、教職員定数の実質的な増員で行うとともに、中学校での35人学級を実施すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 4 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
文部科学大臣